

13章

子どもにかかわる仕事

本章では、まず保育者の概念を理解しましょう。それから、わが国の近代以降の幼児教育（保育）施設の変遷をたどっていき、幼稚園教諭と保育士の役割を、具体的に「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を通して検討してみましょう。次に、幼稚園教諭と保育士になるための資格を説明し、それぞれの専門性とその専門性を磨くための研修を紹介します。最後に、保育者養成の問題点として、保育者養成を取り巻く現状を、卒業後も含めた保育者養成校（大学・短大・専門学校等）の問題と最新の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂・改定のポイントを通して整理し、把握することをねらいとします。

1. 保育者とは

(1) 保育者とは誰のことか

〈事例〉

A：ねえねえ、保育者って、幼稚園の先生と保育園の先生を指すの？お母さんは入らないの？

B：う～ん、お母さんとかおばあちゃんは入んじゃないの。なんか、保育者って保育士より年取ってそうな気がするし……

A：保育士にもおばあちゃんはいるよ。

B：結婚して子ども産んだ保育士の人とか、ベテランの40歳以上位の保育士を保育者と呼ぶんじゃないの？

A：えっマジ！あとさあ、幼稚園の先生と保育園の先生って、どう違うの？

B：う～ん、よくわかんないけど、保育園の先生のほうは、保育士っていうくらいだから違うんじゃないの。

A：違うって？

B：だから、「士」がつくから、看護師みたいな感じで、子どもの病気の世話とかもするんじゃないの。

A：それって、「士」と「師」で字が違うじゃん。

B：そっか。

上の事例は、「保育者の仕事－幼稚園教諭と保育士の資格と資質について－」と題された、ある高校の進路講演会直前の生徒同士の会話のひとつです¹。

さて、AさんがBさんに尋ねていますが、一体保育者とは、誰のことを指すのでしょうか。保育という言葉から保育園²の先生を指すのでしょうか、幼稚園の先生はどうでしょう。お母さんやおばあちゃん、あるいはお父さんは保育者と考えていいのでしょうか。幼稚園と保育園の先生はどう違うのでしょうか。

この章では、これらの疑問をもとにまず保育者とは誰のことを指し、保育者の役割について説明し、次に保育者になるための資格と専門性、さらに保育者養成の問題点および今後の課題について考えていきましょう。

まず、保育者という名称についてですが、この言葉は法的に規定されている名称ではなく、一般には、幼稚園や保育所といった公的な就学前の集団保育施設において直接保育に携わる人（幼稚園教諭や保育士）の総称として使われています（上野編，2007）。広い意味では、幼稚園教諭や保育士に限らず、親もすべての幼稚園や保育所のスタッフも含む言葉として使われます（保育小辞典編集委員会，2006）が、一般的ではないようです。つまり保育者の「保育」という言葉³は、幼稚園や保育所といった集団保育施設で行われる行為を指すことが多いのです。だから、お母さんやおばあちゃんのこと、保育者とはあまり呼ばないのです。なおベビーシッター⁴のように、いわゆる「在宅保育」を

1：この事例は、平成19(2007)年10月、筆者が青森県内の県立高校で行った進路講演会での出来事を基に作成したものです。

2：保育園と保育所の違いについてですが、一般的には、保育園と言ったほうがわかりやすいが、法律上は、厚生労働省の認可を受けた保育施設は「保育所」と位置づけられています。しかし、園の名前をつけるときには、必ず保育所としなくてもよいので、私立（民間）の場合は「社会福祉法人〇〇保育園」と名称をつけることが多いようです。というのも、幼稚園との対比で保育園と言ったほうがわかりやすかったり、イメージ的に「所」とつくると硬い感じがするからです。一方公立の場合は、「〇〇市立△△保育所」としていることが多いです。結論的には、名称の問題だけで、保育所と保育園は同じものだと考えてよいでしょう。

行う人たちを、家庭訪問保育者と位置づける場合もあります（社団法人全国ベビーシッター協会編，2008）。

これらをまとめると、保育者とは、「一般には、幼稚園や保育所といった公的な就学前の集団保育施設において直接保育に携わる人（幼稚園教諭や保育士）の総称で、広い意味では、ベビーシッターのような「在宅保育」を行う人たちも含む」となります。

また、幼稚園で行う行為は「教育」もしくは「幼児教育」、保育所で行う行為は「保育」と分けて考える人もいます。これは幼稚園が、昭和22(1947)年に制定された学校教育法第1条⁵で「学校」と規定されているのに対し、保育所が同年制定された児童福祉法第39条⁶で「施設」（児童福祉施設）と規定されていることに困ると思われます。しかし、この言葉の使い方は研究者によっても微妙に異なります。みなさんは、とりあえずまずは「幼児教育」≒「保育」と考え、先の第10章でも指摘した理由のとおり、「幼児教育」という言葉は、「保育」という言葉も含んだもっと広い意味の概念だととらえてください。

この事例から、みなさんは保育者をはじめ、保育に関する言葉の定義が微妙でかつ曖昧であることがわかったと思います。その理由は、歴史的な背景として、保育行政の二元化（文部科学省と厚生労働省）に起因しています。このことについては、また後で触れます。

（2）わが国の幼児教育（保育）施設の変遷と保育者の役割

それでは保育者である幼稚園教諭・保育士の役割とは、一体どのようなものでしょう。それを検討する前に、近代以降のわが国の幼児教育（保育）施設の

3：「保育」という言葉が最初に使用されたのは、明治9(1876)年に創設されたわが国最初の幼稚園、東京女子師範学校附属幼稚園（現お茶の水女子大学附属幼稚園）の規則の中で、これが公的なものとしては最初です（保育小辞典編集委員会，2006）。

4：ベビーシッターに法的な定義や公的な資格はありませんが、一般的には主に3歳未満の乳幼児を対象に、子どもの家庭や指定された場所において保育を行う人を指します（森上他編，2004：前掲，2006）。

5：「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする」（平成18年法律80改正）とあります。

6：「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設とする」とあります。

状況を簡単に見ておきましょう。

明治5(1872)年に公布された「学制」は、わが国の近代教育制度の基礎となるものでした。そのなかには、先の9章にも説明がありましたが、「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」という「幼稚小学」＝「6歳までの男女の子どもに小学校に入る前の始まりの部分と教えるところ」という意味の規定があり、明らかに就学前の教育機関を意図したものでしたが、構想だけにとどまっていました(待井, 2005)。その後、幼稚園の萌芽的な施設も開設はされましたが、長くは続かず、結局、わが国最初の幼稚園は、明治9(1876)年、文部省によって開設された、東京女子師範学校附属幼稚園(現お茶の水女子大学附属幼稚園)となります。ここでの保育は、上流階級の子弟を対象にしており、日本の幼稚園は当初、富裕な階層や知識層の利用する幼児教育施設として始まりました。保育方法は、恩物を重視するフレール主義に基づく保育で、この幼稚園の保育方法が、日本中の幼稚園のモデルになりました。

これに対して、乳幼児の保護を目的とした託児施設(保育所系統の施設)は、幼稚園にやや遅れ、貧困家庭の子どもを対象にした子守学校⁷と呼ばれる小学校に付随した施設がその始まりです。当然のことながら、幼稚園とは対照的に貧しい家庭の子どもが多く、最初の託児施設は、明治16(1883)年、渡辺嘉重が茨城県猿島郡小山村に子守学校を開設し、子どもが連れてくる乳幼児を遊戯室に集めて保育したのが、わが国の保育所の最初だといわれています(関口・手島, 2003)。その後、本格的な託児施設としては、明治23(1890)年、赤沢鍾美が新潟静修学校敷設の託児施設を開設しています。

つまり、幼稚園も託児施設も当初からその性格ははっきりと異なるものであり、当然保育者の役割も異なるものでした。そしてこの流れは、戦前を通して、基本的には大きく変わるものではありませんでした。

戦後の教育改革において、昭和22(1947)年、幼稚園は学校教育法で文部省

7: 子守学校とは、戦前、自分の家の子守や子守奉公などで、学校に来られない児童のために特別に設置されたもので、子守は幼児を背負ったまま登校して授業を受けました。修業年限は2年程度で、国語と算術および修身を中心に、生きていくうえで必要最小限の簡易な教育が行われ、唱歌や体操、お遊戯、裁縫を行うところもありました。

(現文部科学省) 所管の学校と規定されました。そして同年、保育所は児童福祉法で厚生省(現厚生労働省) 所管の児童福祉施設として位置づけられ、結果として、幼稚園と保育所は二元的に制度化(二元化)⁸されました。しかし、この二元化は、今みてきたように戦前の状況から考えても、わが国においては幼稚園・託児所の設置当初からのことである、と考えるのが妥当でしょう。

これらを踏まえて、幼稚園教諭・保育士の役割を具体的に、平成10(1998)年改訂の「幼稚園教育要領」と平成11(1999)年改訂の「保育所保育指針」で検討してみましよう。まず幼稚園教育要領で「幼稚園教育の基本」をみてみましょう。最初の総則の部分引用します。

「幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。(中略)

その際、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない」(太字、下線は引用者。以下同様)

幼稚園教諭は、子どもたちと信頼関係を築き、よりよい教育環境を計画的につくることが基本であり、それが幼稚園教諭の一番の役割であることがわかってと思います。

これに対して保育士はどうでしょう。今度は保育所保育指針で「保育所における保育の基本」を総則の部分からみてみましょう。その一部引用します。

「保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環

8：戦時下の「戦時託児所」において、幼稚園と保育所が一時的に合体したり(上野編、2007)、昭和23(1948)年に文部省が刊行した「保育要領」が、幼稚園における保育内容だけでなく、保育所における保育内容や家庭における育児についての手引きとしても意識して編集してありますが、これらのことと、現在の幼保一元化の問題とは分けて考えたほうがよいでしょう。

境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。

そのために、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある。

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となってきた。(後略)

保育士は、家庭や地域社会と連携を図り、家庭養育を補い、環境を用意し、子どもの健全な心身の発達を図ることが、その基本的な役割であることがわかると思います。つまり、保育士の役割の基本は、あくまで家庭でのしつけを補うことなのです。そしてそれと共に、「地域における子育て支援」の役割も重要となってきました。

しかし、幼稚園教諭も保育士も、役割としてその根底の部分で共通に求められることは、以下の3点でしょう。

- ① 子どもとの信頼関係を築く
- ② 子どもにとって良い環境を創る
- ③ 子どもの発達の援助を行う

現在、保育者である幼稚園教諭・保育士の役割は、子どもを取り巻く環境はもちろんのこと、社会の状況に対応するかたちでどんどん多様化しています。たとえば、保育園の「地域における子育て支援」の役割と同様に、幼稚園も「幼稚園教育要領」の第3章「指導計画作成上の留意事項」において、「地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」との記述があります。また、これらに関連して、通常の保育以外に、預かり保育（幼稚園）、延長保育（保育所）⁹といった長時間保育は既にほとんどの施設で行われています。さらに、休日保育、病後児保育¹⁰、障がい児保育といったサービスを実施

9：預かり保育とは、幼稚園において、4時間を標準とする教育時間終了後、希望する園児を預かることを指します。延長保育とは、保育所において、通常の保育時間を超えて行われる保育サービスを指します（前掲、2004）。しかし、実際の現場においては、「預かり保育」「延長保育」の用語が、幼稚園・保育所でごっちゃに使用されている場合もあります。

10：病後児保育とは、病気回復期にあつて、集団保育が困難で保育所に通う子どもで、かつ保護者の勤務の都合で、家庭で育児を行うことが困難な子どもを対象とした保育のことです（大沼他編、2005）。

する施設も増えてきています。この「地域における子育て支援の担い手」としての幼稚園教諭・保育士の役割強化の流れは、今次の平成20(2008)年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂・改定においても、さらに強調されています(民秋, 2008)。

2. 保育者になるには

(1) 保育者の資格にはどのようなものがあるか

先に、保育者とは「法的に規定されている名称ではなく、一般には、幼稚園や保育所といった公的な就学前の集団保育施設において直接保育に携わる人(幼稚園教諭や保育士)の総称」であると説明しました。それでは、幼稚園教諭や保育士の免許や資格にはどのようなものがあるのでしょうか。

幼稚園教諭の免許状は、教育職員免許法の規定に基づき、以下の3種類があります。

- ① 幼稚園教諭専修免許状……大学院で修士の学位(通常大学入学後、6年間で取得)を有することが基礎資格となります。
- ② 幼稚園教諭一種免許状……大学で学士の学位(通常4年間で取得)を有することが基礎資格となります。
- ③ 幼稚園教諭二種免許状……短大・専門学校などで準学士の称号(通常2年間で取得)を有することが基礎資格になります。

それぞれの免許状は、幼稚園教諭養成課程をもつ、短大・専門学校、大学、大学院において、所定の単位を取得する必要があります。なお、これらの他に臨時免許状(助教諭)もありますが、これは特殊なものです。

保育士資格については、まず、昭和22(1947)年の児童福祉法で、保母(保育士)の資格が法的に公認されました。昭和25(1950)年から男性も保母資格の取得が認められ(保父は俗称、男性の保母という言い方が正しいです)、その後、男性の保育者の増大から、平成9(1997)年の児童福祉法の改正により、保母は「保育士」となり、平成11(1999)年から施行されています。

平成13(2001)年には、「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、保育士資格が国家資格となり、現在に至っています。なお、保育士資格の取得には、

以下の2通りあります。

- ① 厚生労働省の指定する保育士養成校（大学、短大・専門学校など）その他の施設を卒業した者
- ② 都道府県が実施する保育士試験に合格した者

①については、基本的には卒業すれば、無試験で保育士資格が取れます。②については、受験者の学歴に応じて、受験資格が異なりますが、合格率はかなり厳しいと言われています¹¹。

最近の傾向としては、「認定こども園」¹²の設置に伴い、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得する流れが、これまで以上に強まっています。

(2) 保育者の専門性と研修

幼稚園教諭と保育士は、管轄省庁がそれぞれ文部科学省、厚生労働省と異なりますが、求められる専門性は基本的にはあまり変わりません。もちろん、幼稚園と保育園で、対象となる子どもの年齢、入園（所）条件、保育時間などは異なります（図・表13-1）。

特に近年は、幼稚園の保育所化、保育所の幼稚園化¹³、さらには、いわゆる幼保一元化・一体化¹⁴の一つのかたちである「認定こども園」の設置などに伴い、ますます差がなくなってきました。ただし、幼稚園と保育所の普及状況には、はっきりとした地域差が存在します。たとえば、平成15(2003)年の5歳児の幼稚園就園率（全国平均59.3%）と保育所在籍率（全国平均36.8%）をみると、沖縄（82.6%）、神奈川（74.1%）、宮城（73.1%）など幼稚園就園率が

11：保育士資格取得のスクールや通信教育情報サイトなどによれば、合格率はだいたい10～20%ぐらいだと指摘されています。

12：「認定こども園」は、就学前における第3の施設として、幼稚園と保育所の機能の双方をあわせもつ施設であり、同一敷地内で長時間保育・短時間保育の子どもが共に活動を共有する集団保育施設で、平成18(2006)年10月1日にスタートしました。

13：具体的には、幼稚園が長時間子どもを預かったり、保育所が幼稚園のように教育・学習に重点をおいて保育指導を行っていることなどを指します。

14：幼保一元化とは、所管が分かれている幼稚園と保育所を一つにするということです。これに対して、幼保一体化とは、二つに分かれている現行制度は維持しながらも両者の設置基準や最低基準などをできるだけ近づけ、その関係を密にしようとするものです（前掲、2004）。

図・表13-1 幼稚園と保育所の違い

	幼稚園	保育所
対象年齢	3歳から就学前の子ども	0歳から就学前の子ども
入園(所)条件	保護者が入園を希望	保護者及び同居の親族等が、労働・疾病等により児童を保育することができないと認められる場合
保育時間	4時間を標準として各園で定める。年間39週以上	8時間を原則として保育所長が定める。年間約300日

(出典：上野恭裕編『幼児教育法 新現代保育原理』三晃書房、2007年、p.48より転載、一部訂正)

高い県では保育所在籍率が低く、長野(75.1%)、石川(69.6%)、高知(69.0%)など保育所在籍率が高い県では幼稚園就園率が低いという指摘があります(金村、2007)。このことは、地域において、幼稚園と保育所が互いに補完し合っている関係にあるということが考えられます。

保育者の専門性といった場合、具体的に子どもを指導する実践の技術(リーダーシップやピアノの力量)と、保育者集団の一員として同僚との協同性や人権への理解や配慮と大きく二つに分けられます。前者は、これまでも求められてきた保育者としての基本的な技術や資質としての専門性を指します。これに対して後者は、保育を取り巻く環境の変化に伴い、特に求められるようになってきたものです。具体的には、障がい児保育や外国籍の子どもについての対応¹⁵、小学校との連携なども含みます。

保育者の専門性を検討する場合、保育者の資質として第10章で取り上げた、カウンセリング・マインドの考え方(カウンセリングにおいて、カウンセラーが相談者に対して、支えようとする態度や心構え)は、前提条件として重要でしょう。

15：この問題は、萩原(2008)が問題提起している多文化保育論について検討するうえでも重要な問題です。

また近年は、保育者の資質として、ケアリング (caring) の考え方も注目されています。これは、ケアリングが、「世話や養護といった援助行動だけではなく、心を砕くという専心や、相手への関心、気遣う配慮といった心の在り方が必要とされ」、しかも「人間に対するケアの特徴が相手の成長や自己実現を援助することにある」、また「ケアする人は、ケアされる対象が成長することを通して、自分自身の心をケアしている」という点¹⁶から、単に保育者側から一方的に子どもをケアする関係ではなく、結果としてその逆の関係も、もしくはもっとこのケアという関係が広がっていくようなことを認識することも大切でしょう。

これらの専門性を磨くために、研修 (園内・園外) があります。園内研修においては、近年、保育カンファレンス (conference)¹⁷ という方法も提唱されています。カンファレンスという言葉は、元来、医学の領域で、患者の症例を専門の立場から検討する会議を指します。これが転じて、保育の現場における問題の検討会を指します。保育カンファレンスは、①一つの正解を求めない、②建前でなく本音で話すこと、③先輩や上司が若手を指導するのではなく、④相手を批判したり、優劣を競おうとしないこと、などの点 (前掲、2004) から、従来の園内研修とは異なり、新たな研修の一形態といえるでしょう。

(3) 保育者養成の問題点

保育者養成の問題点はたくさんありますが、ここではまず保育者養成校に関する問題と、今次の平成20(2008)年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂・改定の主な要点に関する問題の二つに分けて指摘したいと思います。

まず保育者養成校に関しては、一番の問題は養成校の多くが、4年制の大学ではなく、2年制の短大・専門学校が中心であることです。カリキュラムに余裕がないにもかかわらず、多くの養成校で、幼稚園二種免許状と保育士資格を授与しています。これが根本的な問題であるといえます。当然、大学に比べて専門的な講義も少なく、その代わり、免許や資格のために講義はぎっしりと詰まっています。少人数のゼミ活動も難しい現状にあります。つまり、時間的な余

16: 前掲、2005。

17: 「園内カンファレンス」や単に「カンファレンス」とも言います。

裕の無さが、養成校における教育の質を高めることを阻害しているのです。

次に、養成校を卒業した後の、いわゆる卒後教育のシステム化が不十分だということです。このことは先に示した研修ともかかわる問題ですが、日本はこの点が非常に貧弱だといえます。問題は、①卒後教育のカリキュラムの不十分さ、②卒後教育に関する経済的・時間的な余裕の無さ、の2点に集約されます。

また、現在の多くの養成校では難しい、より専門性の高い保育者養成や、障害児保育や病後児保育、国籍の異なる子どもへの対応といった、新たな保育サービスの問題も今後の検討課題となります。

今次の平成20(2008)年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂・改定の主な要点に関する問題¹⁸については、まず「幼稚園教育要領」改訂の主な要点は、以下の3点をねらいとしたものです。

- ① 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ② 幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼児期の教育の充実
- ③ 子育て支援と預かり保育の充実

今回の改訂に伴い、今後の特に重要な課題としては、以下の4点が挙げられます。

- ① 保育者の免許・資格の向上
- ② 研修の充実、特に園内研修による保育の見直し
- ③ 園の教育活動への自己評価および第三者評価の導入
- ④ それらを支える実践的理論的また実証的な研究の発展、また保育現場を支える専門家集団の確立

次に「保育所保育指針」の改定の主な要点は、以下の2点です。

- ① これまでの厚生労働省の「通知」から「告示」となり、法的拘束力を有するようになり「児童福祉施設最低基準」として位置づけられた。
- ② これに伴い、法律として遵守し、保育の質を高めていくために大綱化(要点を押さえ簡明に示すこと)が図られ、各園が創意工夫をこらすことが求められている。

また、以下の5点についても、より一層明確に位置づけるための見直しを行

18：日本保育学会第61回大会準備委員会、2008。

うものとなりました。

- ① 保育所の役割について
- ② 保育の内容、養護と教育の充実
- ③ 小学校との連携に関して
- ④ 保護者に対する支援
- ⑤ 計画・評価、職員の資質向上

このように、制度的、形式的には大きな変化があったが、基本的な内容についてはほとんど変化はない、ととらえていいでしょう。今回の改訂に伴い、今後の検討な課題としては、以下の7点が挙げられます。

- ① 保育者のライフコース
- ② 保育者自身のワーク・ライフ・バランス
- ③ 保育者支援
- ④ 園内における職員間の協議（たとえば、職員会議、園内研修、保育カンファレンスなど）
- ⑤ 他の専門職との連携（たとえば、看護師など）
- ⑥ 学童保育との繋がり
- ⑦ 認可外保育施設への支援体制

なお今回の両者の改訂・改定に強く影響した社会状況は、当然のことながら、まずは「子ども、親を取り巻く環境の変化」です。保育にかかわる注意すべき変化は、具体的には、都市化、核家族化、少子化の3点です。次に「保育行政の動向」です。平成10(1998)年の児童福祉法改正によって、それまで措置施設であった保育所が、利用（選択）施設に変わった点です。

ここで示した、新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」における今後の重要な検討課題は、そのまま、保育者養成の問題点とも直接的に絡んできます。そしてその多くが、「見直し」「導入」「支援」「協議」「連携」「繋がり」といったタームと共に存在することを、私たちは十分意識することが必要でしょう。

演習問題

- A. 幼稚園教諭と保育士の仕事の違いを、もっと調べてみて下さい。
- B. 昔の（戦前の）保育者について、具体的にはどのような有名な人たち（実践家）がいたのか、もっと調べてみて下さい。
- C. みなさんは、どのようにすればよい保育者が養成されると思いますか。考えてみて下さい。